ID:　345

担当部署:　都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	監督処分
例規名 根拠条項	芦屋市法定外公共物管理条例　第14条
例規番号	平成17年条例第16号

【根拠条文】

（監督処分）

第14条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によって与えた許可を取り消し、その効力を停止し、若しくは許可の内容若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、工作物その他の物件の改築、移転、除去若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設を設置すること若しくは法定外公共物を原状に回復することを命ずることができる。

(1)　この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者

(2)　この条例の規定による許可に付した条件に違反している者

(3)　偽りその他不正の行為によりこの条例の規定による許可を受けた者

2　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。

(1)　法定外公共物の管理上やむを得ない必要が生じたとき。

(2)　公益上やむを得ない必要が生じたとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日